諮問日:平成29年3月22日(平成28年度(最情)諮問第36号)

答申日:平成29年6月9日(平成29年度(最情)答申第7号)

件 名:司法修習生の週間日程表の開示判断に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 委員会の結論

「第70期司法修習生の導入修習の週間日程表」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1から4の各文書(以下、併せて「本件開示文書」という。)を対象文書として特定し、これを開示した判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年1月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成28年12月2日から同月9日までの導入修習の週間日程表が,同月1 9日の時点で廃棄済みであるとは考えられない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

週間日程表は、司法研修所で行われる各講義等の日程及びそれに対応して司 法修習生が持参すべき資料等を週ごとの一覧表にしたものである。

第70期司法修習の導入修習においては、その修習期間である平成28年1 2月2日から同月22日までの日程に係る週間日程表を班ごとに作成したが、 開示の申出があった同月19日の時点で存在していたのは、同月12日から同 月16日まで及び同月19日から同月22日までの各日程に係る週間日程表 (同月9日及び同月16日付け)であり、これ以前の日程に係る週間日程表は、 既に廃棄していた。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成29年3月22日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年4月21日 審議

④ 同年6月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出文書は,第70期司法修習生の導入修習について,司法研修所 で行われる各講義等の日程及びそれに対応して司法修習生が持参すべき資料等 を调ごとの一覧表にしたものである。

最高裁判所事務総長の説明によれば、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされているところ、週間日程表は講義等の日程等を週ごとに司法修習生に周知するために作成されるものであり、当該週が経過すれば保有しておく必要がなくなるものであるから、平成28年12月11日以前の分の週間日程表についても、当該週が経過した後、その事務処理に必要な期間が過ぎたため廃棄したとのことである。

上記の説明につき検討すると、本件開示申出文書が講義等の日程等を司法修習生に周知するために作成されるものであり、その内容も司法研修所で行われる講義の日程等を週ごとの一覧表にしたものであることからすれば、当該週が経過した後に保有する必要がなくなったとして廃棄したという上記説明の内容は、不合理とはいえない。

そうすると、最高裁判所において、本件開示文書のほかには本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示 文書のほかには本件開示申出文書を保有していないと認められるので、妥当で あると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員 長	髙	橋		滋
委	員	久	保		潔
委	員	門	口	正	人

別紙

- 1 第70期A班週間日程表(平成28年12月9日付け)
- 2 第70期A班週間日程表(平成28年12月16日付け)
- 3 第70期B班週間日程表(平成28年12月9日付け)
- 4 第70期B班週間日程表(平成28年12月16日付け)